

病院賠償責任保険 仕様書

1 保険契約者

横浜市病院事業管理者 平原 史樹

2 所在地及び病院名

令和2年4月30日まで 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町56番地
令和2年5月1日から 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町1-1

3 保険期間

令和2年4月30日16時から令和3年4月30日16時まで

4 病院概要

(1) 許可病床数

650床 (一般病棟624床、感染症病床26床)

(2) 標榜科

下記34科

腎臓内科・糖尿病リウマチ内科・血液内科・腫瘍内科・脳神経内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・小児科・消化器外科・炎症性腸疾患(IBD)科・乳腺外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・救急脳神経外科・脳血管内治療科・呼吸器外科・心臓血管外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・神経精神科・リハビリテーション科・放射線診断科・放射線治療科・麻酔科・歯科口腔外科・感染症内科・救急診療科・病理診断科・緩和ケア内科

5 保険料払込方法 請求書による前払い

6 補償内容

(1) 病院賠償責任保険

ア 趣旨

この保険は、医療事故や病院施設の欠陥等により病院（開設者）が負担する法律上の賠償責任を補償する保険である。

イ 被保険者（保険の対象となる者） 被保険者は開設者のみとする。開設者以外の医師や看護師は被保険者とならない。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については対象とする。

ウ 保険金を支払う場合

(ア) 医師特約

病院の開設者または使用人が日本国内で行った医療行為によって、患者の身体に障害（死亡を含む）を与えて、病院（開設者）が法律上の賠償責任を負い、保険期間中に患者または遺族から損害賠償請求がなされた場合、保険金支払いの対象とする。

(イ) 医療施設特約

・保険期間中に病院施設の建物や設備の不完全または使用・管理上の不備に起因する事故により、患者や外来者等の第三者の身体に障害を与えたり、第三者の財物に損害を与えたりして、病院（開設者）が法律上の賠償責任を負った場合、保険金支払いの対象とする。

- ・保険期間中に病院が提供した飲食物に欠陥があったため、患者の身体に障害を与え、病院（開設者）が法律上の賠償責任を負った場合、保険金支払いの対象とする。
- ・ドクターヘリ・ドクターカーによる診療行為により患者の身体に障害を与え、病院（開設者）が法律上の賠償責任を負った場合も保険金支払いの対象とする。

エ 支払う保険金

(ア) 医師特約

- ・法律上の損害賠償金（治療費、休業損失、慰謝料など）
- ・訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など

(イ) 医療施設特約

- ・法律上の損害賠償金
身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料など
財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など
- ・訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など

オ 保険金額（支払う保険金の限度額） 保険金については表 1 に定める金額以上とする

医療行為に基づく事故	対人	1 事故につき	1 億円
		期間中	3 億円
	免責金額	なし	
医療施設の使用管理上の事故および給食等による事故	対人	1 名につき	1 億 5,000 万円
		1 事故につき	30 億円
	対物	1 事故につき	3,000 万円
	免責金額	なし	
適用割増引	共通	0%	

(2) 医療機関受託者賠償責任保険

ア 趣旨

病院が患者から預かった受託物（身の回りのもの）を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担する事によって被る損害（自己負担額を控除した額）を保険金額（支払う保険金の限度額）の範囲内で補償する。

イ 支払う保険金の範囲

(ア) 預け主（患者）に支払うべき法律上の損害賠償金

- ・受託物の修理費
- ・再調達費用（同等の物を新たに購入するのに必要な費用）

(イ) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用など

ウ 保険金額（支払う保険金の限度額） 保険金額については、対物 1 事故・期間中につき 300 万円以上とする。

※免責金額は 1 事故 5,000 円

(3)その他

- ア この文書に定めのない事項又は疑義がある場合は、その都度、病院と保険事業者が双方協議のうえ実施する。
- イ 事故処理について、専任担当者等の窓口を設け、意見書の作成等、事故解決まで迅速かつ適正に万全な体制で対応すること。
- ウ 当院が実施する医療安全研修に対して支援を行うこと。なお、研修内容の詳細については契約後に別途調整するものとする。
- エ 保険料は保険金受取実績を全て算定し、損害率・保険料率の決定を行なうものとする
- オ 本仕様記載以外で補償範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。
- カ 保険切替えにあたり、補償内容に記載の全ての種目において、事故発生日、事故発見日、事故通知報告日、損害賠償請求日による空白期間(無保険期間)が生じないものとする。
- キ 本書の内容を満たすものであれば、保険名称や特約条項等の名称は問わないが、すべての補償条件等を充足していることを要し、保険料の見積は、本仕様書に記載の条件をもとに算出するものとする。ただし、費用外枠払いとする。